

令和6年度 「職員の給与改定等について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和6年11月15日から令和7年2月19日まで 12回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
令和6年(2024年)給与改定	<p>神奈川県人事委員会から出された勧告を踏まえた給与改定を行う。</p> <p>給料表について、神奈川県の改定給料表に準拠し改定する。</p> <p>期末・勤勉手当について支給割合を改定する。</p> <p>一般職員の支給月数を0.1月(定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用含む)は0.05月)引上げる。</p> <p>扶養手当について、国人事院勧告に準拠し、改定する。</p> <p>地域手当について級地区分の再編に伴い15%から12%まで段階的に引下げる。</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用含む)の住居手当について支給対象とする。</p> <p>任期付職員等の昇給停止について、現行60歳以上の職員について昇給対象外とするところ昇給対象とする。</p> <p>自主降格等の退職手当について平成26年10月の給与構造改革前の給料月額を退職手当のピーク時特例の対象としているところ、給与構造改革以後、自主降格した場合において降格前の給料月額を退職手当のピーク時特例として算出できるようにする。</p>	<p>扶養手当については、国人事院勧告ではなく神奈川県人事委員会勧告に準ずるべき。</p> <p>配偶者の扶養手当が廃止された場合の年収比較をデータとして提供願いたい。</p> <p>地域手当について人財確保や離職率、近隣市町村との均衡等を踏まえ下げるべきではない。</p>	<p>扶養手当については神奈川県人事委員会勧告に準じた改定をすることとし、激変緩和措置を講じる。</p> <p>地域手当について、この短時間での交渉で妥結することは困難であると判断し、当局として12%に引下げる意向に変わりはないが令和7年度については15%を維持しつつ、近隣市町村の状況等を見極め引き続き交渉をする。</p> <p>上記以外の提案については提案のとおり合意する。</p>